

## 特集 I : 世帯推計

## 平均世帯人員の減少要因の検討

小山 泰 代

1970年代以降、平均世帯人員は一貫して減少している。平均世帯人員の減少は、世帯規模という点からみると、より少人数の世帯が増え、より多人数の世帯が減ることで生じる。他方、世帯の家族類型という点からみると、単独世帯の増加や、多人数になりやすい多世代から成る世帯の減少によるものと推察される。本稿では、世帯規模や家族類型がそれぞれの程度平均世帯人員を減少させているかを、要因分解を用いて定量的に検討した。とくに、世帯規模と家族類型の対応関係を利用して、世帯規模に加えて家族類型による要因分解の方法を提示した。過去と将来についての要因分解の結果、世帯規模と家族類型のそれぞれについて、どのような変化が平均世帯人員を減少させてきたのか、その地域差の様子が明らかになった。家族形成行動の変化や地域差を表す指標のひとつとして、平均世帯人員の新たな活用可能性を検討する。

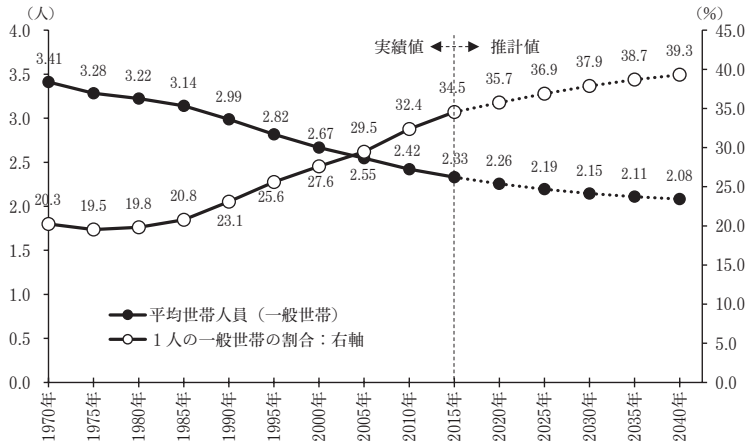
キーワード：平均世帯人員，世帯規模，家族類型，要因分解

## I. はじめに

日本の平均世帯人員（1世帯あたりの世帯人員）は、国勢調査の始まった1920年代から1950年代までは5人程度で推移していたが、1960年には4.14人、1970年には3.41人と大きく減少し、その後も減少が続いて、2015年には2.33人となっている（図1）。国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研）では、全国および都道府県別の家族類型別世帯数の将来推計を行っているが（国立社会保障・人口問題研究所 2018, 2019）、それによると、この減少傾向は今後も続き、2040年には2.08人になるという見通しである。人口が減少局面に入った現在でも、世帯数は増加が続いているのは、平均世帯人員が減少していることによる。この傾向は都道府県別の平均世帯人員でも同様で、すべての都道府県で平均世帯人員は減少が続いている。

このような平均世帯人員の減少は、第一に、単独世帯（世帯員1人の世帯）の増加によってもたらされたと考えられる。上述の通り、1970年から2015年までの45年間に、平均世帯人員は3.41人から2.33人へと1.08人減少したが、この間に、一般世帯における単独世帯の割合は、1970年の20.3%から、1975年の19.5%を経て、2015年には34.5%まで大きく上昇した。社人研推計によれば、単独世帯割合の上昇は今後も続いて2040年には39.3%に達し、そのときの平均世帯人員は2.08人で2015年からは0.25人の減少となる。

図1 一般世帯の平均世帯人員と単独世帯割合の推移



資料：総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）2018年推計」

平均世帯人員は1世帯あたりの世帯人員なので、世帯総数を  $N$ 、世帯人員総数を  $P$  とすると、平均世帯人員  $M$  は  $P/N$  で求められるが、さらに、

$$\begin{aligned}
 M &= \frac{P}{N} \\
 &= \frac{\sum_i i \cdot N_i}{N} \\
 &= \sum_i \left( i \cdot \frac{N_i}{N} \right) \quad \dots(1)
 \end{aligned}$$

$M$  : 平均世帯人員

$P$  : 世帯人員総数

$N$  : 世帯総数

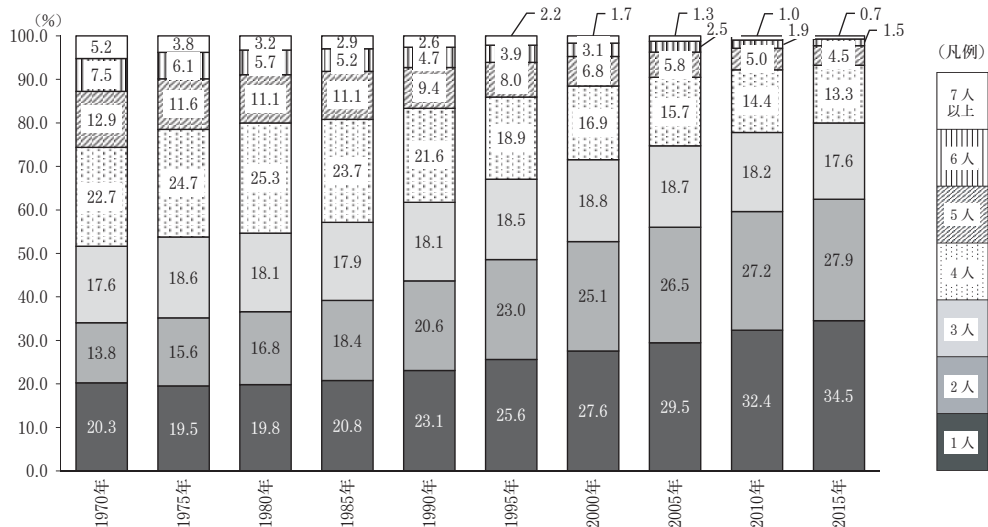
$N_i$  : 世帯規模  $i$  の世帯数 ( $i=1,2,3,\dots$ )

$N = \sum_i N_i, P = \sum_i i \cdot N_i$

となり、平均世帯人員は世帯規模別の世帯数の割合  $N_i/N$  で表すことができる。

世帯規模別の世帯数の割合の推移を図2に示した。1970年代以降では、先に述べた単独世帯のほか、2人世帯の割合の上昇が目立つ。また、3人世帯は18%前後で推移しているが、4人世帯以上の割合は低下が著しい。1970年には平均世帯人員は3.41であったが、このとき世帯規模3以上の世帯の割合は6割を超え、世帯規模4以上の世帯だけでも約半数を占めている。それ以降、次第に世帯規模の小さな世帯の割合が拡大し、2015年には1人世帯と2人世帯がともに約3割に達し、両方で6割を占めている。世帯規模3以上の世帯の割合は4割を下回り、このときの平均世帯人員は2.33である。

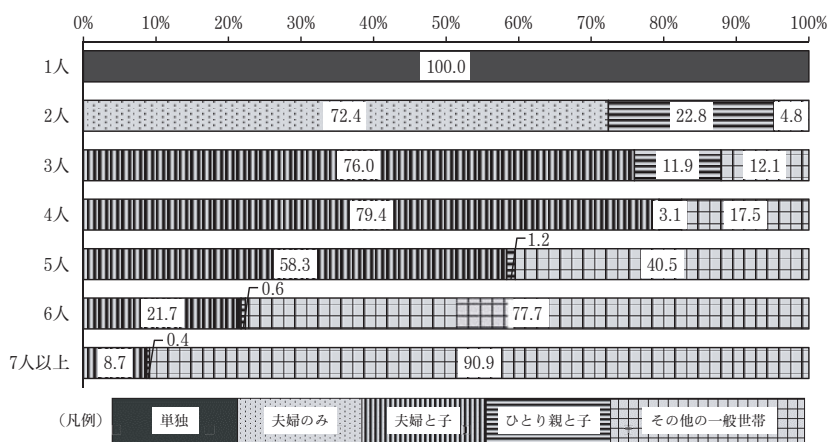
図2 世帯規模別世帯割合の推移



資料：総務省統計局「国勢調査」

このように、平均世帯人員の減少は、世帯規模の面から、人数のより少ない世帯の割合が増加するとともに、人数のより多い世帯の割合が減少することで説明できる。一方で、こうした平均世帯人員の減少の背景を考えると、家族形成行動の変化の面から見ると理解しやすい。例えば、人数のより少ない世帯には単独世帯や夫婦のみの世帯、人数の多い世帯には夫婦と子から成る世帯や三世代同居の世帯をイメージすることができる。

図3 世帯規模別家族類型別世帯数の割合（2015年）



資料：総務省統計局「国勢調査」  
注：家族類型不詳を含まない

実際の世帯規模と家族類型の関係を整理すると図3のようになる。ここでは家族類型を、単独世帯、夫婦のみの世帯、夫婦と子から成る世帯、ひとり親と子から成る世帯、その他

の一般世帯の5区分とした。これは社人研推計における家族類型と同じ区分である。5つの家族類型のうち、単独世帯と夫婦のみ世帯は、家族類型（世帯員の構成）によって世帯規模は確定している。すなわち、単独世帯の世帯規模は常に1（世帯主本人のみ）であり、夫婦のみの世帯の世帯規模は常に2（夫と妻）である。世帯規模1の世帯はすべて単独世帯となるが、世帯規模2の世帯は夫婦のみ世帯に限られない。図3にあるように、世帯規模2の世帯については、7割強は夫婦のみ世帯であるが、それ以外にひとり親と子ども2割強、その他の一般世帯も5%ほど含まれる。世帯規模3以上の世帯の家族類型は、夫婦と子から成る世帯、ひとり親と子から成る世帯、その他の一般世帯の3種類に限定される。図3によれば、世帯規模3と4では、夫婦と子から成る世帯が8割近くを占めているが、世帯規模が5以上になるとその他の一般世帯の占める割合が大きくなり、6人世帯では8割、7人以上世帯では9割を占めている。その他の一般世帯には多世代同居の世帯が含まれるので、後者はより多人数になりやすい。このように、世帯規模と家族類型にはある程度の対応関係を見出すことができる。

これらのことから、平均世帯人員の減少は、より人数の少ない世帯の増加とより人数の多い世帯の減少によるものという世帯規模の面からの説明と、より単純な世帯の増加とより複雑な世帯の減少によるという家族類型の面からの説明を提示することができる。これらの説明は、平均世帯人員の減少の要因としてこれまでも示されてきており、一般に認識されている、また直感的に理解されやすいものといえよう。しかし、それぞれがどの程度平均世帯人員の減少に影響を及ぼしているのかという定量的な検討はほとんどなされていない。そこで、本稿では、このような世帯規模や家族類型の変化が平均世帯人員に及ぼす影響を、定量的に把握することを試みる。とくに、家族類型の変化と平均世帯人員の変化との関係を定量化することで、世帯規模を扱わない社人研推計による将来の平均世帯人員の変化の要因を検討することができる。また、これらの分析を都道府県別に行うことによって、家族類型構成の地域差とその変化を平均世帯人員という指標によって検証することも可能となろう。

## II. 方法

平均世帯人員の変化（減少）に関わる要因の定量的な把握をするため、本稿では、要因分解を行う。前述の問題意識に照らし、要因分解は、世帯規模による要因分解と、家族類型による要因分解の2種類を行う。

### 1. 世帯規模による要因分解

社人研推計は世帯規模別世帯数を扱わず、世帯の区分は家族類型のみなので、これに対して可能な世帯規模の区分は1（単独世帯）と2以上（単独世帯以外）である。したがって、世帯規模による要因分解は、世帯規模を1（単独世帯）と2以上（単独世帯以外）に二分して定式化を行う。(1)式より、

$$\begin{aligned}
M &= \frac{N_1}{N} + \sum_{i \geq 2} \left( i \cdot \frac{N_i}{N} \right) \\
&= \frac{N_1}{N} + \frac{P_{2+}}{N} \\
&= \frac{N_1}{N} + \frac{P_{2+}}{N_{2+}} \cdot \frac{N_{2+}}{N} \\
&= \frac{N_1}{N} + \frac{P_{2+}}{N_{2+}} \left( 1 - \frac{N_1}{N} \right) \quad \dots(2)
\end{aligned}$$

$M$  : 平均世帯人員

$N$  : 世帯総数

$N_1$  : 世帯規模 1 の世帯数

$N_{2+}$  : 世帯規模 2 以上の世帯数

$P$  : 世帯人員総数

$P_1$  : 世帯規模 1 の世帯人員総数

$P_{2+}$  : 世帯規模 2 以上の世帯人員総数

ただし,  $N = N_1 + N_{2+}$ ,  $P = P_1 + P_{2+}$ ,  $P_1 = N_1$

が得られる。(2)式は平均世帯人員を世帯規模 1 の世帯の割合  $N_1/N$  と世帯規模 2 以上の世帯についての平均世帯人員  $P_{2+}/N_{2+}$  の 2 つの要素で表した形になっている。世帯規模 1 の世帯は単独世帯であり、世帯規模 2 以上の世帯は単独世帯以外の世帯なので、社人研推計においては、家族類型を用いて

$$M = \frac{N_s}{N} + \frac{P_s}{N_s} \left( 1 - \frac{N_s}{N} \right)$$

$N_s$  : 単独世帯の世帯数

$N_{\bar{s}}$  : 単独世帯以外の世帯の世帯数

$P_s$  : 単独世帯の世帯人員総数

$P_{\bar{s}}$  : 単独世帯以外の世帯の世帯人員総数

ただし,  $N_s = N_1$ ,  $N_{\bar{s}} = N_{2+}$ ,  $P_s = P_1$ ,  $P_{\bar{s}} = P_{2+}$

と書ける。これを利用して、2 時点間の平均世帯人員の変化について、単独世帯割合のみを変化させたときの変化分を単独世帯割合要因、2 人以上世帯の平均世帯人員のみを変化させたときの変化分を世帯規模要因として、要因分解を行う。つまり、

平均世帯人員の変化 = 単独世帯割合要因 + 世帯規模要因

である。要因分解の具体的な計算方法は、Das Gupta (1993) の手法によった。

## 2. 家族類型による要因分解

次に、家族類型による要因分解を考えよう。再掲になるが、社人研推計における家族類

型は単独世帯，夫婦のみの世帯，夫婦と子から成る世帯，ひとり親と子から成る世帯，その他の一般世帯の5区分で，このうち，単独世帯と夫婦のみの世帯は，家族類型によって世帯規模が決まり，単独世帯の世帯規模は1，夫婦のみの世帯の世帯規模は2である。したがって，世帯数と世帯人員数の関係は，単独世帯については世帯数と世帯人員総数は等しく，夫婦のみの世帯については世帯人員数は世帯数の2倍となる。つまり，平均世帯人員  $M$  は次のように表せる。

$$\begin{aligned}
 M &= \frac{P_s + P_c + P_{sc}}{N} \\
 &= \frac{N_s}{N} + \frac{2 \cdot N_c}{N} + \frac{P_{sc}}{N} \\
 &= \frac{N_s}{N} + \frac{2 \cdot N_c}{N} + \frac{P_{sc}}{N_{sc}} \cdot \frac{N_{sc}}{N} \\
 &= \frac{N_s}{N} + \frac{2 \cdot N_c}{N} + \frac{P_{sc}}{N_{sc}} \left( 1 - \frac{N_s}{N} - \frac{N_c}{N} \right) \quad \dots(3)
 \end{aligned}$$

$M$  : 平均世帯人員

$N$  : 世帯総数

$N_s$  : 単独世帯の世帯数

$N_c$  : 夫婦のみ世帯の世帯数

$N_{sc}$  : 単独・夫婦の以外世帯の世帯数

$P$  : 世帯人員総数

$P_s$  : 単独世帯の世帯人員総数

$P_c$  : 夫婦のみ世帯の世帯人員総数

$P_{sc}$  : 単独・夫婦のみ以外の世帯の世帯人員

ただし， $N = N_s + N_c + N_{sc}$ ， $P = P_s + P_c + P_{sc}$ ， $P_s = N_s$ ， $P_c = 2 \cdot N_c$

(3)式では，平均世帯人員は，単独世帯割合  $N_s/N$ ，夫婦のみの世帯の割合  $N_c/N$ ，それら以外の世帯についての平均世帯人員  $P_{sc}/N_{sc}$  の3つの要素で表されている。これより，ある2時点間の平均世帯人員の変化について，単独世帯割合のみが変化した場合の変化分を単独世帯割合要因，夫婦のみ世帯割合のみが変化した場合の変化分を夫婦のみ世帯割合要因，単独・夫婦のみ以外の世帯の世帯人員のみが変化した場合の変化分を世帯規模要因とすると，ここで行う要因分解は

平均世帯人員の変化 = 単独世帯割合要因 + 夫婦のみ世帯割合要因 + 世帯規模要因  
 である。要因分解の具体的な計算方法には，Das Gupta (1993) の手法を用いた。

以上の2種類の要因分解を，都道府県別の平均世帯人員を対象として行う。変化の観察期間は，これまでの実績として1995～2015年，将来の変化として2015～2040年とし，データとして，1995～2015年については国勢調査，2015～2040年については社人研推計による平均世帯人員と世帯数を利用する。

### Ⅲ. 結果

#### 1. 世帯規模による要因分解

表1 世帯規模による要因分解の結果（1995～2015年）

	平均世帯人員			単独世帯割合		2人以上世帯の 平均世帯人員		単独世帯 割合要因	世帯規模 要因
	1995年	2015年	変化	1995年	2015年	1995年	2015年		
全国	2.82	2.33	-0.486	0.256	0.345	3.44	3.03	-0.200	-0.286
北海道	2.56	2.13	-0.424	0.279	0.373	3.16	2.81	-0.186	-0.237
青森県	3.02	2.48	-0.535	0.219	0.301	3.58	3.12	-0.194	-0.341
岩手県	3.08	2.54	-0.544	0.225	0.304	3.69	3.21	-0.193	-0.351
宮城県	2.97	2.43	-0.539	0.269	0.344	3.69	3.17	-0.182	-0.358
秋田県	3.19	2.55	-0.635	0.186	0.279	3.69	3.16	-0.225	-0.410
山形県	3.45	2.78	-0.668	0.176	0.255	3.97	3.40	-0.213	-0.455
福島県	3.23	2.56	-0.673	0.207	0.306	3.81	3.24	-0.250	-0.424
茨城県	3.17	2.55	-0.624	0.198	0.284	3.71	3.16	-0.209	-0.415
栃木県	3.14	2.54	-0.604	0.207	0.288	3.70	3.16	-0.198	-0.407
群馬県	3.05	2.50	-0.553	0.200	0.286	3.56	3.10	-0.202	-0.351
埼玉県	2.94	2.41	-0.528	0.215	0.305	3.47	3.03	-0.203	-0.326
千葉県	2.86	2.35	-0.508	0.241	0.324	3.45	2.99	-0.184	-0.324
東京都	2.34	1.99	-0.350	0.381	0.473	3.17	2.88	-0.186	-0.164
神奈川県	2.65	2.26	-0.390	0.283	0.355	3.30	2.96	-0.152	-0.237
新潟県	3.25	2.65	-0.598	0.197	0.276	3.80	3.28	-0.202	-0.396
富山県	3.29	2.66	-0.622	0.177	0.261	3.78	3.25	-0.214	-0.409
石川県	2.97	2.48	-0.498	0.255	0.315	3.65	3.15	-0.144	-0.354
福井県	3.30	2.75	-0.555	0.193	0.264	3.86	3.38	-0.184	-0.371
山梨県	2.99	2.47	-0.518	0.225	0.295	3.56	3.08	-0.162	-0.356
長野県	3.05	2.55	-0.501	0.214	0.279	3.60	3.14	-0.155	-0.346
岐阜県	3.23	2.65	-0.579	0.185	0.258	3.73	3.22	-0.181	-0.398
静岡県	3.07	2.54	-0.532	0.213	0.285	3.63	3.15	-0.173	-0.359
愛知県	2.89	2.41	-0.486	0.251	0.335	3.53	3.12	-0.194	-0.291
三重県	3.05	2.47	-0.577	0.201	0.294	3.56	3.08	-0.216	-0.360
滋賀県	3.24	2.59	-0.643	0.196	0.285	3.78	3.23	-0.222	-0.422
京都府	2.70	2.22	-0.473	0.290	0.382	3.39	2.98	-0.201	-0.272
大阪府	2.65	2.22	-0.436	0.274	0.375	3.28	2.95	-0.213	-0.222
兵庫県	2.86	2.35	-0.510	0.224	0.327	3.39	3.00	-0.227	-0.283
奈良県	3.10	2.52	-0.575	0.177	0.257	3.55	3.05	-0.184	-0.391
和歌山県	2.91	2.40	-0.515	0.201	0.294	3.39	2.98	-0.203	-0.311
鳥取県	3.20	2.57	-0.632	0.197	0.295	3.74	3.22	-0.242	-0.390
島根県	3.08	2.53	-0.544	0.209	0.302	3.63	3.20	-0.225	-0.320
岡山県	2.92	2.43	-0.491	0.232	0.322	3.50	3.10	-0.208	-0.283
広島県	2.70	2.29	-0.411	0.263	0.345	3.31	2.97	-0.175	-0.236
山口県	2.70	2.27	-0.430	0.245	0.333	3.25	2.91	-0.183	-0.247
徳島県	2.96	2.39	-0.567	0.218	0.322	3.51	3.05	-0.236	-0.331
香川県	2.92	2.39	-0.532	0.219	0.316	3.46	3.03	-0.216	-0.317
愛媛県	2.74	2.28	-0.458	0.241	0.336	3.29	2.93	-0.200	-0.259
高知県	2.62	2.20	-0.422	0.269	0.364	3.22	2.89	-0.196	-0.226
福岡県	2.72	2.26	-0.462	0.276	0.374	3.38	3.01	-0.214	-0.248
佐賀県	3.24	2.67	-0.562	0.195	0.269	3.78	3.29	-0.188	-0.374
長崎県	2.85	2.37	-0.478	0.235	0.319	3.42	3.02	-0.188	-0.290
熊本県	2.95	2.46	-0.486	0.233	0.309	3.53	3.11	-0.178	-0.308
大分県	2.78	2.32	-0.458	0.244	0.332	3.35	2.98	-0.190	-0.268
宮崎県	2.74	2.31	-0.426	0.238	0.321	3.28	2.93	-0.174	-0.252
鹿児島県	2.54	2.20	-0.345	0.277	0.357	3.13	2.86	-0.159	-0.186
沖縄県	3.09	2.50	-0.593	0.219	0.324	3.68	3.22	-0.256	-0.337



図4 世帯規模による要因分解の結果（1995～2015年）：割合

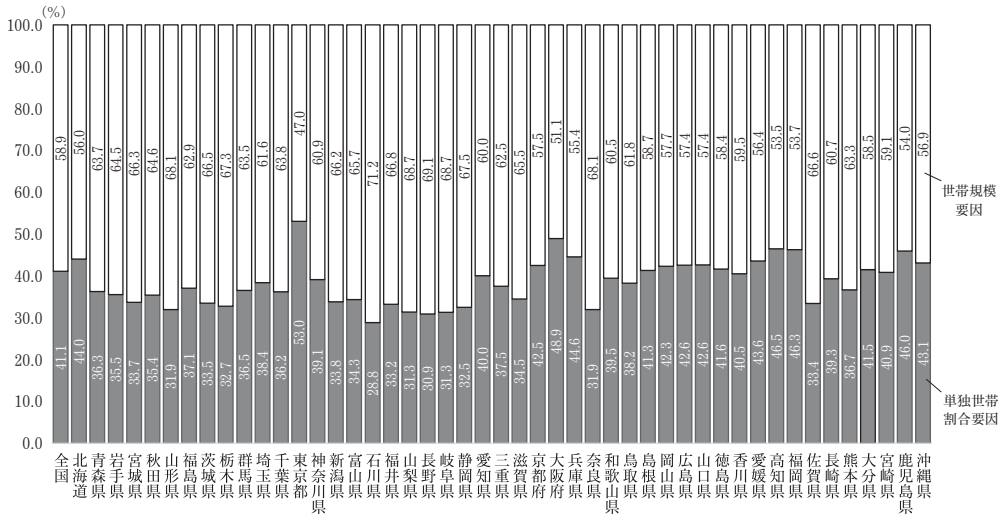


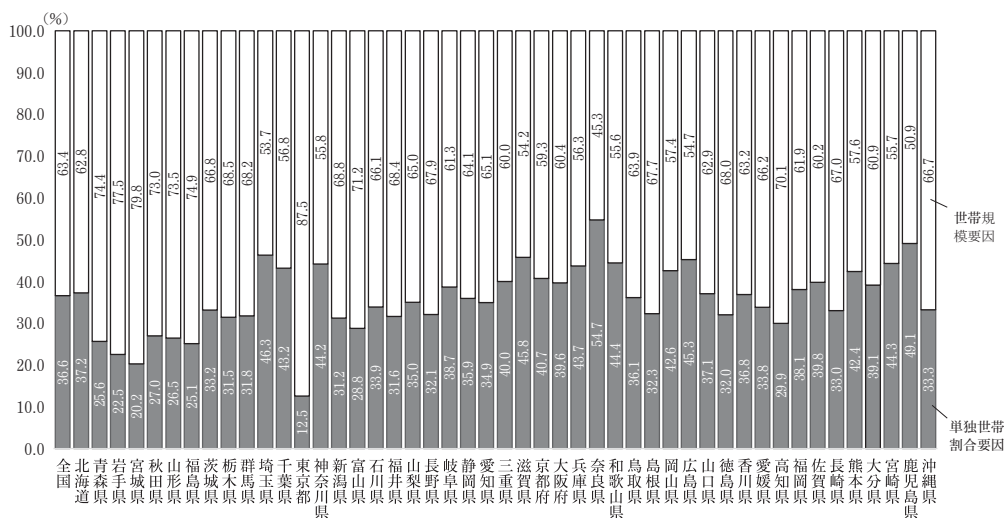
表1に、世帯規模による要因分解の1995～2015年についての結果を示す。まず、全国については、1995年から2015年の20年間の0.486人の減少のうち、単独世帯割合要因による減少が0.200、世帯規模要因による減少が0.286で、単独世帯割合要因よりも世帯規模要因の寄与の方が大きい。この間の平均世帯人員の変化を100%とすると、単独世帯割合要因の寄与の割合は41.1%、世帯規模要因の寄与の割合は58.9%で、平均世帯人員減少の約6割は世帯規模要因によるものである（図4）。都道府県別の結果では、単独世帯割合要因も世帯規模要因もいずれの都道府県でもマイナスであり、全国と同様に、いずれの要因も平均世帯人員を減少させる方向に働いている。単独世帯割合要因については、寄与の絶対値の大きい方からみるとまず沖縄県 (-0.256)、福島県 (-0.250)、鳥取県 (-0.242) の順で、以降、下位の長野県 (-0.155)、神奈川県 (-0.152)、石川県 (-0.144) までの順となっている。世帯規模要因については、上位は山形県 (-0.455)、福島県 (-0.424)、滋賀県 (-0.422) の順で、下位の大阪府 (-0.222)、鹿児島県 (-0.186)、東京都 (-0.164) までの並びとなっている。都道府県ごとに単独世帯割合要因と世帯規模要因の寄与の割合を比較すると、ほとんどは全国と同様に世帯規模割合の影響のほうが大きい。唯一、東京都は、単独世帯割合要因の割合が53.0%となっており、単独世帯割合要因 (-0.186) の方が世帯規模要因 (-0.164) よりも平均世帯人員の減少 (-0.350) に占める割合が大きい。この単独世帯割合要因の寄与の割合を都道府県別にみると、東京都に次いで、大阪府 (48.9)、高知県 (46.5) と続き、岐阜県 (31.3)、長野県 (30.9)、石川県 (28.8) までの順となる。もっとも小さい石川県では、平均世帯人員の減少のうち単独世帯割合要因による部分は約3割で、約7割は世帯規模要因によることが示された。



表2 世帯規模による要因分解の結果（2015～2040年）

	平均世帯人員			単独世帯割合		2人以上世帯の 平均世帯人員		単独世帯 割合要因	世帯規模 要因
	2015年	2040年	変化	2015年	2040年	2015年	2040年		
全国	2.33	2.08	-0.248	0.345	0.393	3.03	2.78	-0.091	-0.157
北海道	2.13	1.93	-0.202	0.373	0.417	2.81	2.60	-0.075	-0.127
青森県	2.48	2.09	-0.389	0.301	0.354	3.12	2.69	-0.100	-0.289
岩手県	2.54	2.14	-0.402	0.304	0.349	3.21	2.75	-0.090	-0.311
宮城県	2.43	2.10	-0.331	0.344	0.378	3.17	2.76	-0.067	-0.264
秋田県	2.55	2.11	-0.441	0.279	0.341	3.16	2.69	-0.119	-0.322
山形県	2.78	2.31	-0.477	0.255	0.314	3.40	2.91	-0.126	-0.351
福島県	2.56	2.16	-0.400	0.306	0.356	3.24	2.80	-0.100	-0.299
茨城県	2.55	2.20	-0.351	0.284	0.342	3.16	2.82	-0.116	-0.235
栃木県	2.54	2.21	-0.329	0.288	0.340	3.16	2.84	-0.103	-0.225
群馬県	2.50	2.15	-0.344	0.286	0.343	3.10	2.75	-0.109	-0.235
埼玉県	2.41	2.16	-0.248	0.305	0.364	3.03	2.82	-0.115	-0.133
千葉県	2.35	2.11	-0.236	0.324	0.378	2.99	2.79	-0.102	-0.134
東京都	1.99	1.88	-0.109	0.473	0.481	2.88	2.70	-0.014	-0.096
神奈川県	2.26	2.07	-0.196	0.355	0.401	2.96	2.78	-0.086	-0.109
新潟県	2.65	2.27	-0.389	0.276	0.334	3.28	2.90	-0.121	-0.267
富山県	2.66	2.26	-0.404	0.261	0.318	3.25	2.85	-0.116	-0.287
石川県	2.48	2.19	-0.288	0.315	0.364	3.15	2.87	-0.098	-0.190
福井県	2.75	2.33	-0.416	0.264	0.324	3.38	2.97	-0.132	-0.284
山梨県	2.47	2.14	-0.323	0.295	0.354	3.08	2.77	-0.113	-0.210
長野県	2.55	2.20	-0.342	0.279	0.334	3.14	2.81	-0.110	-0.233
岐阜県	2.65	2.29	-0.360	0.258	0.325	3.22	2.91	-0.139	-0.221
静岡県	2.54	2.22	-0.323	0.285	0.343	3.15	2.85	-0.116	-0.207
愛知県	2.41	2.15	-0.255	0.335	0.380	3.12	2.86	-0.089	-0.166
三重県	2.47	2.18	-0.287	0.294	0.353	3.08	2.83	-0.115	-0.172
滋賀県	2.59	2.31	-0.282	0.285	0.346	3.23	3.00	-0.129	-0.153
京都府	2.22	2.02	-0.199	0.382	0.425	2.98	2.78	-0.081	-0.118
大阪府	2.22	2.00	-0.222	0.375	0.423	2.95	2.73	-0.088	-0.134
兵庫県	2.35	2.09	-0.260	0.327	0.387	3.00	2.78	-0.114	-0.146
奈良県	2.52	2.25	-0.274	0.257	0.334	3.05	2.87	-0.150	-0.124
和歌山県	2.40	2.13	-0.273	0.294	0.359	2.98	2.76	-0.121	-0.152
鳥取県	2.57	2.27	-0.297	0.295	0.346	3.22	2.94	-0.107	-0.190
島根県	2.53	2.23	-0.302	0.302	0.350	3.20	2.89	-0.098	-0.205
岡山県	2.43	2.19	-0.240	0.322	0.373	3.10	2.89	-0.102	-0.138
広島県	2.29	2.10	-0.197	0.345	0.392	2.97	2.80	-0.089	-0.108
山口県	2.27	2.04	-0.234	0.333	0.382	2.91	2.68	-0.087	-0.147
徳島県	2.39	2.09	-0.302	0.322	0.373	3.05	2.74	-0.097	-0.206
香川県	2.39	2.11	-0.274	0.316	0.369	3.03	2.76	-0.101	-0.173
愛媛県	2.28	2.01	-0.272	0.336	0.387	2.93	2.65	-0.092	-0.180
高知県	2.20	1.94	-0.259	0.364	0.409	2.89	2.60	-0.077	-0.181
福岡県	2.26	2.06	-0.202	0.374	0.414	3.01	2.80	-0.077	-0.125
佐賀県	2.67	2.34	-0.335	0.269	0.331	3.29	3.00	-0.133	-0.202
長崎県	2.37	2.08	-0.289	0.319	0.371	3.02	2.72	-0.096	-0.194
熊本県	2.46	2.21	-0.250	0.309	0.362	3.11	2.90	-0.106	-0.144
大分県	2.32	2.09	-0.232	0.332	0.381	2.98	2.76	-0.091	-0.141
宮崎県	2.31	2.07	-0.237	0.321	0.379	2.93	2.73	-0.105	-0.132
鹿児島県	2.20	2.00	-0.197	0.357	0.411	2.86	2.70	-0.097	-0.100
沖縄県	2.50	2.18	-0.324	0.324	0.376	3.22	2.89	-0.108	-0.216

図5 世帯規模による要因分解の結果（2015～2040年）：割合



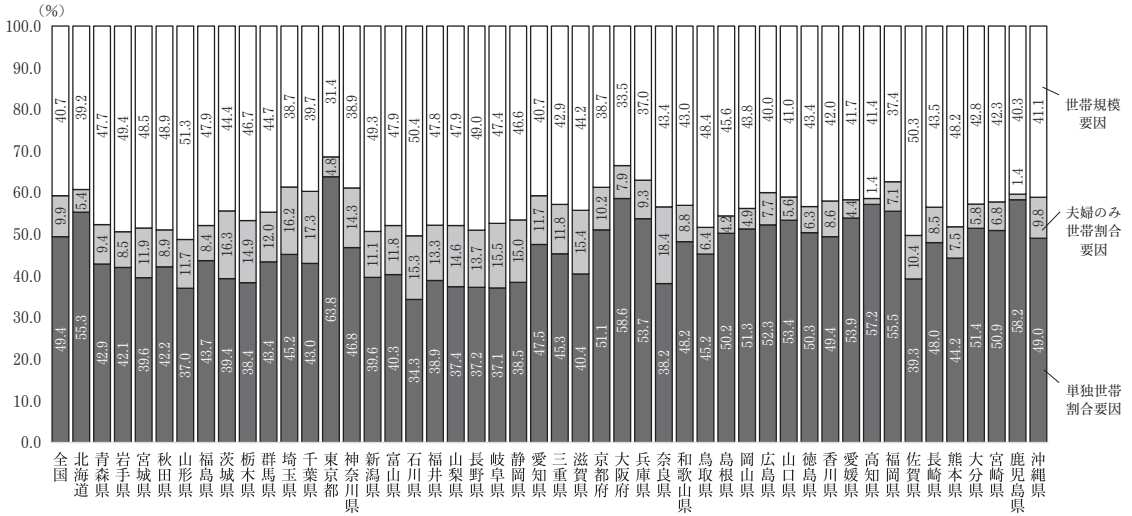
世帯規模による要因分解の、2015～2040年についての結果を表2に示す。2015年から2040年までの25年間ににおける全国の平均世帯人員の減少は0.248で、そのうち単独世帯割合要因が0.091、世帯規模要因が0.157で、いずれの要因も平均世帯人員を減少させる方向に作用している。1995～2015年と同様に、単独世帯割合要因よりも世帯規模要因の方が平均世帯人員の減少に及ぼす影響は大きい。各要因の寄与の割合は、単独世帯割合要因が37%、世帯規模要因が63%で、1995～2015年に比べると5ポイント程度の差があるが、大きな傾向に差異はみられない（図5）。都道府県別にみても、単独世帯割合要因、世帯規模要因とも、平均世帯人員を減少させる方向に作用しているのは1995～2015年についての結果と同様である。両要因の大きさを比べると、全国と同様に、また、1995～2015年と同様に、ほとんどの都道府県で単独世帯割合要因よりも世帯規模要因の及ぼす影響のほうが大きい。奈良県のみ、単独世帯割合要因のほうが世帯規模要因よりも平均世帯人員の減少に対する寄与が大きい。単独世帯割合要因の寄与が大きいのは、上位は奈良県（-0.150）、岐阜県（-0.139）、佐賀県（-0.133）の順で、下位は北海道（-0.075）、宮城県（-0.067）、東京都（-0.014）の順である。世帯規模割合については、寄与が大きいのは、山形県（-0.351）、秋田県（-0.322）、岩手県（-0.311）の順であり、下位は広島県（-0.108）、鹿児島県（-0.100）、東京都（-0.096）と並ぶ。寄与の割合を両期間で比較すると、全国については、1995～2015年の41.1%が2015～2040年では36.6と若干縮小した。都道府県別にみると、29都道府県では、全国と同様に縮小しているが、16県では拡大している。とくに東京都は1995～2015年には単独世帯割合要因が53%と半分を超えていたが、2015～2040年にはそれが12.5%にまで大きく低下し、平均世帯人員の減少の9割近くが世帯規模要因によってもたらされていることが示された。

## 2. 家族類型による要因分解

表3 家族類型を加味した要因分解の結果（1995～2015年）

	平均世帯人員			単独世帯割合		夫婦のみ世帯割合		単独夫婦以外の平均世帯人員		単独世帯割合要因	夫婦のみ世帯割合要因	世帯規模要因
	1995年	2015年	変化	1995年	2015年	1995年	2015年	1995年	2015年			
全国	2.82	2.33	-0.486	0.256	0.345	0.173	0.202	3.88	3.49	-0.240	-0.048	-0.198
北海道	2.56	2.13	-0.424	0.279	0.373	0.224	0.240	3.68	3.30	-0.234	-0.023	-0.166
青森県	3.02	2.48	-0.535	0.219	0.301	0.165	0.193	4.00	3.55	-0.229	-0.051	-0.255
岩手県	3.08	2.54	-0.544	0.225	0.304	0.164	0.188	4.14	3.66	-0.229	-0.046	-0.269
宮城県	2.97	2.43	-0.539	0.269	0.344	0.144	0.178	4.10	3.61	-0.214	-0.064	-0.262
秋田県	3.19	2.55	-0.635	0.186	0.279	0.175	0.205	4.15	3.62	-0.268	-0.057	-0.311
山形県	3.45	2.78	-0.668	0.176	0.255	0.142	0.179	4.39	3.84	-0.247	-0.078	-0.343
福島県	3.23	2.56	-0.673	0.207	0.306	0.157	0.186	4.26	3.70	-0.294	-0.057	-0.322
茨城県	3.17	2.55	-0.624	0.198	0.284	0.150	0.205	4.10	3.62	-0.246	-0.101	-0.277
栃木県	3.14	2.54	-0.604	0.207	0.288	0.149	0.197	4.10	3.61	-0.232	-0.090	-0.283
群馬県	3.05	2.50	-0.553	0.200	0.286	0.170	0.208	3.98	3.55	-0.240	-0.066	-0.247
埼玉県	2.94	2.41	-0.528	0.215	0.305	0.155	0.207	3.83	3.46	-0.239	-0.085	-0.204
千葉県	2.86	2.35	-0.508	0.241	0.324	0.159	0.212	3.83	3.45	-0.218	-0.088	-0.202
東京都	2.34	1.99	-0.350	0.381	0.473	0.158	0.170	3.57	3.30	-0.223	-0.017	-0.110
神奈川県	2.65	2.26	-0.390	0.283	0.355	0.168	0.204	3.70	3.40	-0.182	-0.056	-0.152
新潟県	3.25	2.65	-0.598	0.197	0.276	0.154	0.188	4.23	3.73	-0.237	-0.066	-0.295
富山県	3.29	2.66	-0.622	0.177	0.261	0.158	0.196	4.20	3.71	-0.251	-0.073	-0.298
石川県	2.97	2.48	-0.498	0.255	0.315	0.159	0.199	4.10	3.63	-0.171	-0.076	-0.251
福井県	3.30	2.75	-0.555	0.193	0.264	0.151	0.187	4.29	3.85	-0.216	-0.074	-0.265
山梨県	2.99	2.47	-0.518	0.225	0.295	0.169	0.212	4.00	3.55	-0.194	-0.076	-0.249
長野県	3.05	2.55	-0.501	0.214	0.279	0.181	0.218	4.08	3.64	-0.186	-0.069	-0.246
岐阜県	3.23	2.65	-0.579	0.185	0.258	0.163	0.209	4.17	3.70	-0.214	-0.090	-0.274
静岡県	3.07	2.54	-0.532	0.213	0.285	0.160	0.204	4.05	3.61	-0.205	-0.080	-0.248
愛知県	2.89	2.41	-0.486	0.251	0.335	0.160	0.193	3.94	3.57	-0.231	-0.057	-0.198
三重県	3.05	2.47	-0.577	0.201	0.294	0.184	0.222	4.03	3.58	-0.261	-0.068	-0.247
滋賀県	3.24	2.59	-0.643	0.196	0.285	0.147	0.198	4.18	3.70	-0.260	-0.099	-0.284
京都府	2.70	2.22	-0.473	0.290	0.382	0.166	0.196	3.81	3.43	-0.242	-0.048	-0.183
大阪府	2.65	2.22	-0.436	0.274	0.375	0.173	0.196	3.68	3.38	-0.255	-0.034	-0.146
兵庫県	2.86	2.35	-0.510	0.224	0.327	0.185	0.214	3.83	3.47	-0.274	-0.047	-0.189
奈良県	3.10	2.52	-0.575	0.177	0.257	0.174	0.234	3.96	3.53	-0.219	-0.106	-0.250
和歌山県	2.91	2.40	-0.515	0.201	0.294	0.206	0.233	3.88	3.46	-0.248	-0.045	-0.221
鳥取県	3.20	2.57	-0.632	0.197	0.295	0.167	0.188	4.20	3.67	-0.286	-0.041	-0.306
島根県	3.08	2.53	-0.544	0.209	0.302	0.196	0.208	4.16	3.71	-0.273	-0.023	-0.248
岡山県	2.92	2.43	-0.491	0.232	0.322	0.192	0.206	3.99	3.58	-0.252	-0.024	-0.215
広島県	2.70	2.29	-0.411	0.263	0.345	0.199	0.219	3.80	3.46	-0.215	-0.032	-0.164
山口県	2.70	2.27	-0.430	0.245	0.333	0.226	0.241	3.79	3.42	-0.229	-0.024	-0.176
徳島県	2.96	2.39	-0.567	0.218	0.322	0.190	0.210	3.99	3.53	-0.285	-0.036	-0.246
香川県	2.92	2.39	-0.532	0.219	0.316	0.196	0.222	3.95	3.52	-0.263	-0.046	-0.223
愛媛県	2.74	2.28	-0.458	0.241	0.336	0.215	0.228	3.80	3.41	-0.247	-0.020	-0.191
高知県	2.62	2.20	-0.422	0.269	0.364	0.210	0.214	3.71	3.34	-0.241	-0.006	-0.175
福岡県	2.72	2.26	-0.462	0.276	0.374	0.172	0.192	3.80	3.45	-0.256	-0.033	-0.173
佐賀県	3.24	2.67	-0.562	0.195	0.269	0.159	0.189	4.21	3.74	-0.221	-0.059	-0.283
長崎県	2.85	2.37	-0.478	0.235	0.319	0.198	0.222	3.91	3.50	-0.229	-0.040	-0.208
熊本県	2.95	2.46	-0.486	0.233	0.309	0.185	0.205	4.02	3.58	-0.215	-0.037	-0.234
大分県	2.78	2.32	-0.458	0.244	0.332	0.212	0.228	3.88	3.48	-0.236	-0.027	-0.196
宮崎県	2.74	2.31	-0.426	0.238	0.321	0.222	0.240	3.81	3.44	-0.217	-0.029	-0.180
鹿児島県	2.54	2.20	-0.345	0.277	0.357	0.237	0.241	3.69	3.37	-0.201	-0.005	-0.139
沖縄県	3.09	2.50	-0.593	0.219	0.324	0.122	0.155	3.99	3.58	-0.291	-0.058	-0.244

図6 家族類型を加味した要因分解の結果（1995～2015年）：割合



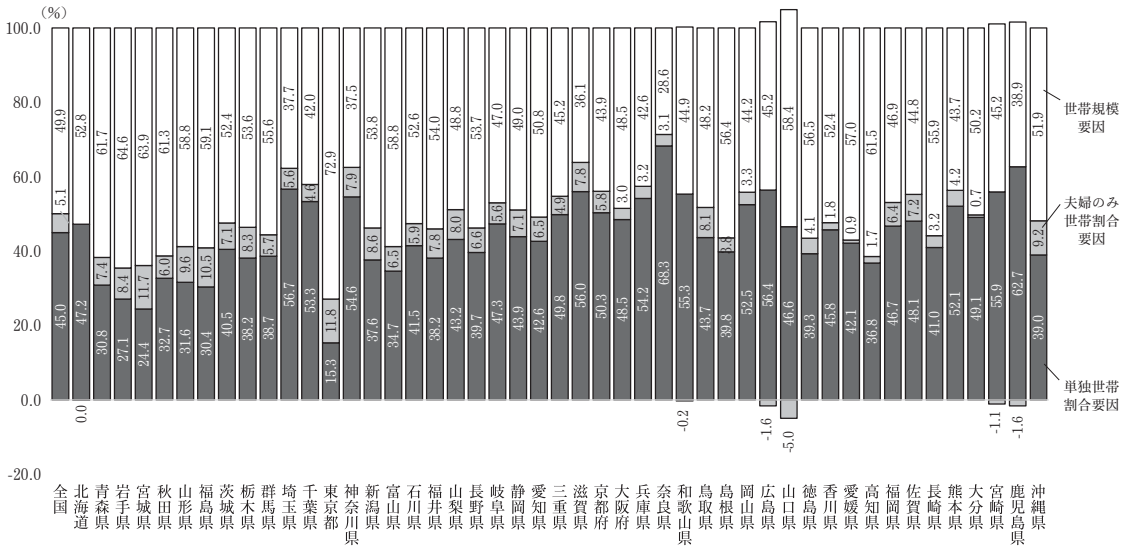
家族類型による要因分解について、1995～2015年に対する結果を表3に示す。全国の平均世帯人員の減少0.486のうち、単独世帯割合要因の寄与が0.240、夫婦世帯割合要因の寄与が0.048、世帯規模要因の寄与が0.198で、いずれの要因も平均世帯人員を減少させる方向に作用している。各要因の寄与の割合は、それぞれ、49.4%、9.9%、40.7%で、この間の平均世帯人員の減少の半分程度は単独世帯割合要因の寄与で、世帯規模要因の寄与が約4割、夫婦のみ世帯割合の寄与は約1割という結果となった。都道府県別に見ると、いずれの都道府県でも、夫婦のみ世帯割合の寄与が3つの要因のなかでもっとも小さいことは共通するが、単独世帯割合要因と世帯規模要因の寄与の大小関係は二分される。具体的には、全国と同様に、単独世帯割合要因の寄与がもっとも大きく、世帯規模要因の寄与がそれより小さいのは25都道府県で、それ以外の22県では、逆に単独世帯割合要因よりも世帯規模要因の寄与のほうが大きい。3つの要因の大小関係は都道府県ごとに異なるものの、すべての都道府県において、いずれの要因も、平均世帯人員を減少させる方向に作用している。要因ごとにみていくと、まず、単独世帯割合要因については、福島県(-0.294)で寄与がもっとも大きく、沖縄県(-0.291)、鳥取県(-0.286)と続き、下位では長野県(-0.186)、神奈川県(-0.182)、石川県(-0.171)までの順となる。夫婦のみ世帯割合要因については、奈良県(-0.106)、茨城県(-0.101)、滋賀県(-0.099)から、下位の東京都(-0.017)、高知県(-0.006)、鹿児島県(-0.005)と並ぶ。また、世帯規模要因については、上位は山形県(-0.343)、福島県(-0.322)、秋田県(-0.311)、下位は大阪府(-0.146)、鹿児島県(-0.139)、東京都(-0.110)となった。また、寄与の割合をみると(図6)、単独世帯割合要因では、東京都が63.8%と極めて大きく、それに次ぐ大阪府(58.6%)、鹿児島県(58.2%)など、16都府県で50以上となっている。一方、もっとも小さい石川県(34.3%)など13県では40未満で、最大の東京都と最小の石川県との差は約30に及んでいる。夫婦のみ世帯割合要因では、寄与の割合が大きいのは奈良県(18.4%)、千葉県

(17.3%)、茨城県 (16.3%) など、以下、島根県 (4.2%)、鹿児島県 (1.4%)、高知県 (1.4%) までの順となっており、鹿児島県や高知県でとくに小さい、世帯規模要因については、山形県 (51.3%)、石川県 (50.4%)、佐賀県 (50.3%) の3県では50を超えており、下位は兵庫県 (37.0%)、大阪府 (33.5%)、東京都 (31.4%) となっている。

表4 家族類型を加味した要因分解の結果 (2015~2040年)

	平均世帯人員			単独世帯割合		夫婦のみ世帯割合		単独夫婦以外の平均世帯人員		単独世帯割合要因	夫婦のみ世帯割合要因	世帯規模要因
	2015年	2040年	変化	2015年	2040年	2015年	2040年	2015年	2040年			
全国	2.33	2.08	-0.248	0.345	0.393	0.202	0.211	3.49	3.20	-0.112	-0.013	-0.124
北海道	2.13	1.93	-0.202	0.373	0.417	0.240	0.239	3.30	3.01	-0.095	0.000	-0.107
青森県	2.48	2.09	-0.389	0.301	0.354	0.193	0.215	3.55	3.04	-0.120	-0.029	-0.240
岩手県	2.54	2.14	-0.402	0.304	0.349	0.188	0.212	3.66	3.11	-0.109	-0.034	-0.259
宮城県	2.43	2.10	-0.331	0.344	0.378	0.178	0.207	3.61	3.14	-0.081	-0.039	-0.211
秋田県	2.55	2.11	-0.441	0.279	0.341	0.205	0.225	3.62	3.05	-0.144	-0.027	-0.270
山形県	2.78	2.31	-0.477	0.255	0.314	0.179	0.209	3.84	3.30	-0.151	-0.046	-0.280
福島県	2.56	2.16	-0.400	0.306	0.356	0.186	0.215	3.70	3.19	-0.122	-0.042	-0.236
茨城県	2.55	2.20	-0.351	0.284	0.342	0.205	0.222	3.62	3.23	-0.142	-0.025	-0.184
栃木県	2.54	2.21	-0.329	0.288	0.340	0.197	0.216	3.61	3.24	-0.125	-0.027	-0.176
群馬県	2.50	2.15	-0.344	0.286	0.343	0.208	0.223	3.55	3.14	-0.133	-0.020	-0.192
埼玉県	2.41	2.16	-0.248	0.305	0.364	0.207	0.218	3.46	3.25	-0.141	-0.014	-0.094
千葉県	2.35	2.11	-0.236	0.324	0.378	0.212	0.221	3.45	3.22	-0.126	-0.011	-0.099
東京都	1.99	1.88	-0.109	0.473	0.481	0.170	0.181	3.30	3.07	-0.017	-0.013	-0.080
神奈川県	2.26	2.07	-0.196	0.355	0.401	0.204	0.216	3.40	3.22	-0.107	-0.015	-0.073
新潟県	2.65	2.27	-0.389	0.276	0.334	0.188	0.209	3.73	3.31	-0.146	-0.033	-0.209
富山県	2.66	2.26	-0.404	0.261	0.318	0.196	0.214	3.71	3.24	-0.140	-0.026	-0.237
石川県	2.48	2.19	-0.288	0.315	0.364	0.199	0.211	3.63	3.30	-0.120	-0.017	-0.151
福井県	2.75	2.33	-0.416	0.264	0.324	0.187	0.207	3.85	3.40	-0.159	-0.033	-0.225
山梨県	2.47	2.14	-0.323	0.295	0.354	0.212	0.231	3.55	3.20	-0.140	-0.026	-0.158
長野県	2.55	2.20	-0.342	0.279	0.334	0.218	0.234	3.64	3.25	-0.136	-0.023	-0.184
岐阜県	2.65	2.29	-0.360	0.258	0.325	0.209	0.222	3.70	3.36	-0.170	-0.020	-0.169
静岡県	2.54	2.22	-0.323	0.285	0.343	0.204	0.220	3.61	3.28	-0.142	-0.023	-0.158
愛知県	2.41	2.15	-0.255	0.335	0.380	0.193	0.205	3.57	3.28	-0.109	-0.017	-0.130
三重県	2.47	2.18	-0.287	0.294	0.353	0.222	0.232	3.58	3.29	-0.143	-0.014	-0.130
滋賀県	2.59	2.31	-0.282	0.285	0.346	0.198	0.212	3.70	3.48	-0.158	-0.022	-0.102
京都府	2.22	2.02	-0.199	0.382	0.425	0.196	0.205	3.43	3.21	-0.100	-0.011	-0.087
大阪府	2.22	2.00	-0.222	0.375	0.423	0.196	0.201	3.38	3.11	-0.108	-0.007	-0.108
兵庫県	2.35	2.09	-0.260	0.327	0.387	0.214	0.220	3.47	3.21	-0.141	-0.008	-0.111
奈良県	2.52	2.25	-0.274	0.257	0.334	0.234	0.240	3.53	3.36	-0.187	-0.008	-0.079
和歌山県	2.40	2.13	-0.273	0.294	0.359	0.233	0.233	3.46	3.19	-0.151	0.001	-0.123
鳥取県	2.57	2.27	-0.297	0.295	0.346	0.188	0.204	3.67	3.37	-0.130	-0.024	-0.143
島根県	2.53	2.23	-0.302	0.302	0.350	0.208	0.216	3.71	3.34	-0.120	-0.012	-0.171
岡山県	2.43	2.19	-0.240	0.322	0.373	0.206	0.211	3.58	3.35	-0.126	-0.008	-0.106
広島県	2.29	2.10	-0.197	0.345	0.392	0.219	0.216	3.46	3.25	-0.111	0.003	-0.089
山口県	2.27	2.04	-0.234	0.333	0.382	0.241	0.232	3.42	3.08	-0.109	0.012	-0.136
徳島県	2.39	2.09	-0.302	0.322	0.373	0.210	0.220	3.53	3.14	-0.119	-0.012	-0.171
香川県	2.39	2.11	-0.274	0.316	0.369	0.222	0.226	3.52	3.19	-0.126	-0.005	-0.144
愛媛県	2.28	2.01	-0.272	0.336	0.387	0.228	0.230	3.41	3.03	-0.115	-0.002	-0.155
高知県	2.20	1.94	-0.259	0.364	0.409	0.214	0.218	3.34	2.94	-0.095	-0.004	-0.159
福岡県	2.26	2.06	-0.202	0.374	0.414	0.192	0.202	3.45	3.22	-0.094	-0.013	-0.095
佐賀県	2.67	2.34	-0.335	0.269	0.331	0.189	0.204	3.74	3.44	-0.161	-0.024	-0.150
長崎県	2.37	2.08	-0.289	0.319	0.371	0.222	0.228	3.50	3.13	-0.119	-0.009	-0.162
熊本県	2.46	2.21	-0.250	0.309	0.362	0.205	0.212	3.58	3.34	-0.130	-0.011	-0.109
大分県	2.32	2.09	-0.232	0.332	0.381	0.228	0.229	3.48	3.20	-0.114	-0.002	-0.117
宮崎県	2.31	2.07	-0.237	0.321	0.379	0.240	0.238	3.44	3.18	-0.133	0.003	-0.107
鹿児島県	2.20	2.00	-0.197	0.357	0.411	0.241	0.238	3.37	3.17	-0.123	0.003	-0.076
沖縄県	2.50	2.18	-0.324	0.324	0.376	0.155	0.176	3.58	3.23	-0.126	-0.030	-0.168

図7 家族類型を加味した要因分解の結果（2015～2040年）：割合



社人研推計の2015～2040年について、家族類型による要因分解を行った結果を表4に示す。まず全国についてみると、平均世帯人員の減少0.248のうち、単独世帯割合要因の寄与が0.112、夫婦世帯割合要因の寄与が0.013、世帯規模要因の寄与が0.124で、寄与の割合は、それぞれ、45.0%、5.1%、49.9%である。いずれの要因も平均世帯人員を減少させる方向に作用しているのは1995～2015年についての結果と同様であるが、もっとも寄与の大きな要因は世帯規模要因となっている。都道府県別にみると、世帯規模要因が3要因のうちでもっとも大きな寄与をもつものは31都道府県で、それ以外の16府県では単独世帯割合要因の寄与がもっとも大きい。夫婦のみ世帯割合要因の寄与はいずれの都道府県でもっとも小さい。ただし、都道府県別の結果では、単独世帯割合要因と世帯規模要因はいずれもすべての都道府県で平均世帯人員を減少させる方向に作用しているが、夫婦のみ世帯割合要因は、6道県（北海道、和歌山県、広島県、山口県、宮崎県、鹿児島県）で符号がプラスとなり、平均世帯人員を増加させる方向に作用したことを示している。要因ごとに寄与の大きさをみると、単独世帯割合要因では、奈良県（-0.187）、岐阜県（-0.170）、佐賀県（-0.161）と並び、下位の福岡県（-0.094）、宮城県（-0.081）、東京都（-0.017）までの順となる。世帯規模要因では、山形県（-0.280）、秋田県（-0.270）、岩手県（-0.259）から、下位の奈良県（-0.079）、鹿児島県（-0.076）、神奈川県（-0.073）までの順である。また、夫婦のみ世帯割合要因については、寄与の大きさ（絶対値）でみると、上位は山形県（-0.046）、福島県（-0.042）、宮城県（-0.039）と続き、下位の大分県（-0.002）、和歌山県（+0.001）、北海道（+0.000）までの順となる。夫婦のみ世帯割合要因のうちプラスのものは、山口県の0.012がもっとも大きい（絶対値の降順では47都道府県のうちの29位にあたる）、それ以外の5道県の値は0.000（北海道）～0.003（広島県、鹿児島県、宮崎県）とかなり小さい。



寄与の割合でみると、単独世帯割合要因においては、奈良県（68.3%）、鹿児島県（62.7%）、埼玉県（56.7%）など13県で50を超えており、岩手県（27.1%）、宮城県（24.4%）、東京都（15.3%）の3都県以外は30以上を占めている。世帯規模要因については、東京都（72.9%）、岩手県（64.6%）、宮城県（63.9%）など26道県で50を超える一方、もっとも小さい奈良県（28.6%）を始め、滋賀県（36.1%）、神奈川県（37.5%）など5県では40を下回る。また、夫婦のみ世帯割合要因については、東京都（11.8%）がもっとも大きく、宮城県（11.7%）、福島県（10.5%）と続く。要因ごとに、両期間の寄与の割合を比較すると、単独世帯割合要因では20県、夫婦のみ世帯割合要因では4都県、世帯規模要因では38都道府県で、1995～2015年よりも2015～2040年のほうが大きい。とくに東京都は、単独世帯割合要因の寄与の割合が1995～2015年の63.8%から、2015～2040年の15.3%と大きく低下しており、2015～2040年では平均世帯人員の減少の約85%は世帯規模要因によって生じていることが示す結果となった。

#### IV. 考察とまとめ

世帯規模に着目した要因分解によれば、全国としてみたときの1995～2015年の平均世帯人員の変化は、単独世帯割合要因と世帯規模要因のそれぞれが減少させる方向に作用しており、両要因の比較では、世帯規模要因の影響のほうが大きかったことが分かる。これらの傾向は、2015～2040年についても同様であった。また、都道府県別にみても、単独世帯割合要因と世帯規模要因はいずれも、両期間とも、すべての都道府県において、平均世帯人員を減少させる方向に作用していた。世帯規模要因の方がより大きな影響を及ぼすという傾向も、都道府県別にみてもおおむね同様だが、1995～2015年については東京都、2015～2040年については奈良県で、それとは逆に、単独世帯割合要因の方が世帯規模要因よりも大きな作用を及ぼしていることが示された。

東京都の単独世帯割合は、1995年で38.1%と、すでに全国値（25.6%）に比べて10ポイント以上高い水準にあった。2015年には47.3%まで約9ポイント上昇しており、全国値（34.5%）に比べるとやはり10ポイント以上高い。社人研推計による2040年の値は48.1%で、全国値（39.3%）に比べると依然として10ポイント近く高いが、2015年と比べると1ポイント弱の上昇にとどまっている。一方の奈良県については、単独世帯割合が1995年に17.7%、2015年には8ポイント上昇して25.7%となり、2040年にはさらに8ポイント程度上昇して33.4%となると推計されている。奈良県の単独世帯割合は、3時点とも47都道府県のなかで40位以下と最も低い水準であるが、2015～2040年の単独世帯割合の上昇幅は47都道府県中でもっとも大きい。世帯規模に着目した要因分解においては、都道府県の平均世帯人員の減少は、世帯規模の変化による部分が相対的に大きい。単独世帯割合の増大のスピードが現れやすいと推察される。

家族類型による要因分解として、平均世帯人員の変化を単独世帯割合、夫婦のみ世帯割合、単独世帯と夫婦のみ世帯以外の世帯における平均世帯人員（世帯規模要因）、という



3つの要因で見た場合、いずれの期間においても、平均世帯人員の変化の大部分は単独世帯割合要因と世帯規模要因で説明されることが示された。3つの要因は、ほとんどは平均世帯人員を減少させる方向に作用しているが、夫婦のみ世帯割合要因については、2015～2040年における6道県では平均世帯人員を増加させる効果を生じていた。これらの6道県では、2015～2040年に夫婦のみ世帯割合が減少しているが、それと単独・夫婦のみ世帯以外の平均世帯人員の項との相殺で夫婦のみ世帯割合要因に増加の効果が現れたものと考えられる。夫婦のみ世帯の都道府県別の動向は、現在（2015年国勢調査）までは世帯数、割合ともにおおむね増加傾向にあったが、社人研推計では次第に世帯数の減少する都道府県が増え、それに続いて割合の低下する都道府県も現れる。夫婦のみ世帯は、無子夫婦の増加や子の離家（親子の非同居）の増加などによって増加し、未婚化や夫婦の離死別、子との再同居などによって減少するなど、多様な人口事象や世帯変動に関連している。平均世帯人員の変化に対する寄与の割合としては夫婦のみ世帯割合要因は他の2要因に比して小さいが、今後の世帯の動向のなかでは、夫婦のみ世帯の動きにも注視する必要がある。

家族類型による3要因での要因分解では、全国でみると、単独世帯割合要因と世帯規模要因の寄与は、1995～2015年については、世帯規模による2要因での要因分解とは逆に、単独世帯割合要因の方が大きいものとなったが、2015～2040年については、2要因での場合と同様に、世帯規模要因の方が大きいものとなった。都道府県別の傾向も、この全国における傾向に似ており、1995～2015年では半数を超える都道府県で単独世帯割合要因の方が大きく、2015～2040年では約3分の2の都道府県で世帯規模要因の方が大きな寄与を示している。とくに、2015～2040年においては、東京都では世帯規模要因の寄与の割合は72.9と他の道府県に比べてきわめて高く、この間の平均世帯人員の減少の大部分は世帯規模要因によることが示されている。前述の通り、東京都の単独世帯割合は、2015年、2040年のいずれにおいても50%に近く、この間の上昇幅は小さい。社人研推計によれば、東京都の単独世帯は世帯数では2035年から2040年にかけて減少に転じるとされており、東京都の単独世帯化は上限に達しつつあると考えられる。こうしたことから、東京都においては、単独世帯のシェアは依然として大きいものの、単独世帯や夫婦のみ世帯以外の世帯の縮小が、今後の平均世帯人員全体の減少により大きな影響を及ぼすようになるといえる。

都道府県別の平均世帯人員の変化に対する単独世帯割合要因や夫婦のみ世帯割合要因、世帯規模要因は、それぞれ要因ごとに作用の方向はおおむね一致しているが、寄与の大きさや割合は県ごとに異なる様相を示している。その背景には、家族類型として現れる世帯形成行動の地域差がある。本稿で検討した平均世帯人員減少の要因分解によって、平均世帯人員が地域の家族類型の構成の変化を総合的に表す指標として利用できる可能性が示された。今回はその端緒として、20年～25年という長期間の変化のみを観察したが、例えば5年ごとの変化を観察することで、地域ごとの世帯形成行動の変化をより詳しく検討することができよう。また、単独世帯については、年齢分布にも地域差があることから、ここでの要因分解に単独世帯の年齢を加味するといった試みにも検討の余地がある。今後、そうした点からの検証を行い、現実の世帯形成行動の変化の把握や都道府県別世帯数の将来

推計での仮定値設定における平均世帯人員の新たな活用可能性を探っていきたい。

#### 謝辞

本研究は、厚生労働行政推進調査事業費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））「国際的・地域的視野から見た少子化・高齢化の新潮流に対応した人口分析・将来推計とその応用に関する研究（研究代表者：石井太（H29・H30年度）・小池司朗（R1年度），課題番号（H29-政策-指定-003）」による助成を受けた。

#### 参考文献

- 国立社会保障・人口問題研究所（2018）『日本の世帯数の将来推計（全国推計）—2015（平成27）～2040（平成52）年— 2018年推計』人口問題研究資料第339号。
- 国立社会保障・人口問題研究所（2019）『日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）—2015（平成27）～2040（平成52）年— 2019年推計』人口問題研究資料第343号。
- Das Gupta, P. (1993) *Standardization and Decomposition of Rates: A User's Manual*, U.S. Bureau of the Census, Current Population Reports, Series P23-186, U.S. Government Printing Office, Washington, DC.

# A Decomposition of the Decrease in Average Household Size in Japan

KOYAMA Yasuyo

Since the 1970s, the average household size has consistently declined, owing to an increasing number of households with a smaller number of members and a decreasing number of households with a larger number of members. Conversely, regarding family type, it can be inferred that this is due to an increasing number of single households and a decreasing number of multi-generation households, which tend to contain many members.

This study used a decomposition method to measure the extent to which household size and family type reduce the average household size. A decomposition method of average household size by family type has specifically been developed.

As a result of the decomposition, the kinds of changes that reduced the average household size for each household size and family type became apparent. Additionally, regional differences were identified. As an indicator of changes in family formation and its regional differences, new possibilities have been examined for using the average household size.

Keywords: average household size, number of household members, family type, decomposition